

NO. 29

様式第4号 (第5条関係)

政務活動費収支報告書

平成30年4月16日

盛岡市議会議長

天 沼 久 純 様

議員氏名 鈴木礼子



盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項および第2項の規定により
平29年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。



別紙 (A4)

1 収支の状況

項 目		金 額	主な実施事業内容
収入	政務活動費 ①	600,000 円	
	調査研究費	61,910 円	先進地視察の実施
支出	研修費	円	
	広報費	341,553 円	市議団ニュース 印刷代 4件 市議団ニュース 新聞折込代 1件
	広聴費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
	資料購入費	28,537 円	図書の購入
	人件費	円	
	事務所費	168,000 円	事務所賃貸料6ヶ月分 168,000円
	支出合計 ②	600,000 円	
	差引残余 ①-②	0 円	

政務活動費出納簿

【29年度分】

(単位：円)

年月日	内容	収入額	支出額	政務活動費経費内訳									
				調査 研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	人件費	事務所費	
	経費小計			61,910		341,553					28,537		168,000
	合計額	600,000	600,000	差引残余額						0			

政務活動費支出簿

使途項目	調査研究費
------	-------

支出年月日	支出金額	摘要	備考
H29.6.30	61,910 円	会派視察(7・4～6)会派視察の 運賃及び宿泊料	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	61,910 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費	支出日	平成29年6月30日
------	-------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	61,910	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	61,910 /	円

【支払概要】

JR盛岡～長浜往復乗車券 47,130円
 ホテルルートイン彦根 6,500円
 名古屋リバティホテル 8,280円

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 書 (お客様控) No 053950

日本共産党 盛岡市議団
 鈴木 礼子 殿

金額	百	千	円	¥61,910 円也
----	---	---	---	------------

但し 7/4～7/6 視察
 ① JR(盛岡～長浜) 47,130円
 ② 7/4 ホテルルートイン彦根 6,500円
 7/5 名古屋リバティホテル 8,280円
 上記の通り領収いたしました。 として

2017 年 6 月 30 日

株式会社コープトラベル東北

- コープトラベルみやぎ 仙台市泉区旭丘2-22-2 TEL 022 (717) 5081
- コープトラベルいわて 盛岡市仙北3-8-20 TEL 019 (637) 72671
- コープトラベルラピ白石 白石市八幡町11-1 TEL 0224 (22) 5030
- コープトラベルやまがた 鶴岡市余慶町1-2-10 TEL 0235 (25) 0612

営業所
 いわて
 担当者印

視 察 等 概 要 書

議員氏名 鈴木礼子

会派名	日本共産党盛岡市議団
実施日	平成29年7月4日から 平成29年7月6日まで
参加者	庄子春治 鈴木礼子 高橋和夫 神部伸也 鈴木努 計5名
視察先および 調査項目	滋賀県長浜市 市民で支える小学校給食費補助事業について 子ども食堂の運営について 滋賀県野洲市 再建管理条例について 愛知県名古屋市 ごみの分別収集について
視察の概要 および所感	別紙添付
【添付資料】	

滋賀県長浜市視察

1 小学校給食費補助事業について

平成22年の合併以降人口減少が止まらず、この間、約8000人の減少となり、加速化する少子化への対策として「長浜市子ども子育て支援・少子化対策推進本部」を設置して対策に取り組んでいる。

子どもは、長浜市ひいては国の未来の礎であり未来社会を担う「宝」として心身共に健全な大人に育てることは市民全体の責務であるとして学校給食費の無料化に取り組んでいる。

なぜ、学校給食費の無料化なのかについては、経済的負担の軽減と安心して生み育てるための環境整備に寄与できるとの考えからで、生きていく上で最も大切な食への支援を重視したとのこと。教育施策として所得制限なしで全員対象にしている。

学校給食法第11条では給食費用は保護者負担とするとの規約上の制約あり、100%保護者補助とし、10万人規模の都市として初の取り組みということです。

1) 具体的な取り組み

① 平成28年度当初予算で計上（2学期給食費より）

小 27校 6600人（5月時の在籍児童）児童のみへの補助

中学生徒（13校3500人）については市民満足度の調査を行い対応策を検討する。全額市民の税金で実施しており、子育てが終わった方、あるいは子どもを持たない方などの市民の税金も活用していることから、「子どもたちを心身ともに健全な大人に育て上げることは保護者だけでなく市民全体の責務」ということが市民に受け入れられているかを検証する必要があるためとした。

② 対象 長浜市に在籍する児童の保護者で市内に住所がある人。但し、学校給食費を滞納している場合は（スタート以前の滞納）納付契約を結び対応（返済計画など）。生活保護、就学援助費の給付を受けている人は交付外

③ 経費 一人当たり 3800～4000円

29年度当初予算 2億6645万円

④ 補助の流れ

市から直接、学校給食会（給食センター、湖北管内中学校給食会）に実費分を補助交付。保護者は補助金交付について受領委任状を提出。

2) その他の子育て支援施策について

① 多子世帯保育料の軽減（所得制限、年齢制限なし）

第2子 半額 第3子無料。子ども医療費助成事業など

2 子ども食堂について

7月4日、長浜市社会福祉協議会で市社協が支援して広がっている「子ども食堂」について視察しました。

長浜市も含めて滋賀県内で急速に子ども食堂の取り組みが広がり、2015年10月で県内で6カ所から2016年3月時で16カ所に2017年3月時には62カ所に増えて現在では66カ所になっているとのことです。

この背景には、滋賀県内の社会福祉法人（社会福祉協議会その他の法人）個人等で設立した「滋賀の縁創造実践センター」が、センターに参加する団体等からの出資金及び県の補助金を主な財源として、子ども食堂に対する補助制度を作り（初年度20万円、次年度から10万円で3年間支援）、研修会などの開催を行って県民・市民に呼びかけたことが契機となりました。

実施に当たっては、地域の社会福祉協議会が、実施希望の団体・個人に対して、きめの細かい支援を行っています（チラシのつくりかた、場所の確保、実際の運営のお手伝いなど）。補助金の交付や清算なども面倒な手続きを抜きにして、仮に余ったら翌年度に回すことも含めて支援のハードルを低くしています。

子ども食堂の設置は、滋賀県内300の小中学校区に一か所を目標にしており「福祉の新しい手法へのチャレンジ」（設立趣旨）して教訓的な取り組みでもあり、大変、参考になりました。

野洲市の債権管理条例について

野洲市の債権管理条例の特徴は、市民生活を壊してまでは回収しない「滞納を市民生活支援のきっかけにする」との立場から、市民がかかえる市に関わる債権を一元的に管理し、債権管理業務の効率化と市民生活を支えるとした滞納整理を行うことを目的とした条例です。

条例の「前文」には、市民の生活の困りごとを解決し、自立をうながし、生活再建に向けた支援を行うことは市の重要な役割であるとし、一人を支援することからを基本に、包括的、継続的に支えあう仕組みが機能することが大切であり、市民一人ひとりがともに支えあいのびやかに安心してくらするまの实现をめざすと謳っている。

貧困と格差拡大のなかで、暮らしに困窮する世帯や債権を抱えた世帯の自立を促し納税可能な市民へと支援する市の姿勢に目からウロコでした。

名古屋市のゴミ分別収集について

名古屋市は、ゴミ最終処分場があと2年で満杯になることや焼却場の処理能力が限界に達していることなどから、平成11年2月に「ゴミ非常事態宣言」をだして増え続けるゴミ減量化に踏み出した。

ゴミ減量目標（トリプル20）は、20世紀中に20%、20万トンの減量目標を決め、主な対策として、コンテナボックスによる収集法を廃止し、家庭形では①ゴミの指定袋の導入（中身が分かる透明袋）②集団回収、リサイクルステーションへの助成強化③紙製、プラストック製容器包装、ペットボトルの分別を行い、ステーション収集への切かえ。事業系ゴミは事業系古紙、空きビン・缶の搬入禁止と処理手数料の改正、指定袋制の導入。事業系ペットボトル、発泡スチロールの搬入禁止を掲げた。

「宣言」以降、ゴミ処理量は約4割減、埋め立てりおゆは8割減となり、一人当たりのごみ量が平成10年の年間461kgから平成27年には271kgに減量へ。埋め立て量も年間121kgから21kgまで大幅な減量に成功した。

現在第5次一般廃棄物処理基本計画（H28～40）のもとに名古屋ルール運動を掲げ、消費者、事業者、行政による協議の場を設置して協働による3R推進（3R実行委員会）を図り一層の減量、資源化をめざしている。

興味を引いたのは、食品ロス削減への取り組みの一環としてフードドライブ（まだ食べられる食品を有効にする）を開設し、生活困窮者に届ける試みです。

日本共産党盛岡市議団 会派視察日程表 29.7.4 (火) ~6 (木)

【7月4日 (火)】

盛岡駅 (7:36) — (はやぶさ6号) — (9:47) 東京駅
 東京駅 (10:00) — (のぞみ221号) — (11:41) 名古屋駅
 名古屋駅 (11:46) — (こだま641号) — (12:12) 米原駅
 (屋食)
 米原駅 (13:01) — (北陸本線) — (13:10) 長浜駅
 長浜駅東口 (13:15) — (議会バス) — (13:30) 長浜市役所

長浜市視察

◆視察項目

市民で支える小学校給食費補助事業について (13:30~14:30)

子ども食堂の運営について (14:40~15:40) (社協へ移動)

長浜市社会福祉協議会長浜センター 地域福祉課 Tel: 0749-62-1804

長浜市議会事務局

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632 (Tel: 0749-65-6547)

長浜駅 (16:29) — (北陸本線・東海道本線) — (16:52) 彦根駅
 <<宿泊>> ホテルルートイン彦根 彦根市東沼波町111-3 Tel: 0749-21-2551

【7月5日 (水)】

彦根駅 (12:35) — (東海道本線20分) — (13:04) 野洲駅
 野洲駅 (13:10) — (徒歩500m) — (13:20) 野洲市役所

野洲市視察 (13:30~15:30)

◆視察項目

債権管理条例について (前橋市議会共産党市議団様と合同)

視察先 野洲市議会事務局 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100-1

野洲駅 (16:10) — (東海道本線) — (16:45) 米原駅
 米原駅 (16:57) — (東海道新幹線) — (17:25) 名古屋駅
 <<宿泊>> 名古屋リパティホテル 名古屋市中村区椿町21-20 Tel: 052-452-3355

【7月6日 (木)】

名古屋駅 (9:04) — (地下鉄桜通線) — (9:09) 久屋大通駅
 久屋大通駅 (9:11) — (地下鉄名城線) — (9:13) 市役所駅
 市役所駅 (9:13) — (徒歩1分) — (9:20) 名古屋市役所

名古屋市視察 (9:30~11:30)

◆視察項目

ごみの分別収集について

視察先 名古屋市中区三の丸3丁目1-1

(屋食: 名古屋市内)

名古屋駅 (12:33) — (のぞみ16号) — (14:13) 東京駅
 東京駅 (14:20) — (はやぶさ23号) — (16:33) 盛岡駅

政務活動費支出簿

使途項目	広報費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘要	備考
H29. 4. 28	90,720 円	市議団ニュース321号印刷代金	
H29. 7. 27	90,720 円	市議団ニュース322号印刷代	
H29. 11. 24	40,773 円	市議団ニュース323号折り込み代	按分
H29. 11. 24	35,100 円	市議団ニュース323号印刷代金	按分
H30. 2. 8	84,240 円	市議団ニュース324号印刷代金	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	341,553 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	2017/4/28
支出証拠書類の額面金額		90720	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額		90720	円
【支払概要】			
市議団ニュース321号印刷費 14,000部			
領収書等添付欄			<input type="checkbox"/> 別紙に添付

領収書

No 010136



鈴木礼子 様





¥ 90720 *

内消費税等	6720円
金種	現金
小切手	
振込	
手形	
相殺	

但会報市議団ニュースNo321印刷代として
上記の金額正に領収しました。

29年4月28日


河北印刷株式会社
 〒020-0015 盛岡市本町通2丁目8番7号 Tel. 019-623-4256

扱者印


※扱者印なきものは無効といたします。

お客様コードNo. 0806

納品書

No.290422

29年4月18日

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊
 盛岡市本町通
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-0976



鈴木 礼子 様

担当: [Redacted]

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0043) 会報市議団ニュース No.321		14,000	部	6.00	84,000	
				消費税等	6,720	課税対象額 84,000

摘要:

--	--

合計	¥90,720
-----------	---------

お客様コードNo. 0806

請求書

No.290422

29年4月18日

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊
 盛岡市本町通2
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-0976



鈴木 礼子 様

担当: [Redacted]

下記の通りご請求申し上げます。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0043) 会報市議団ニュース No.321		14,000	部	6.00	84,000	
				消費税等	6,720	課税対象額 84,000

摘要:

--	--

合計	¥90,720
-----------	---------

振込先 岩手/本店(普)0628024
 北日本/本店(当)2038821



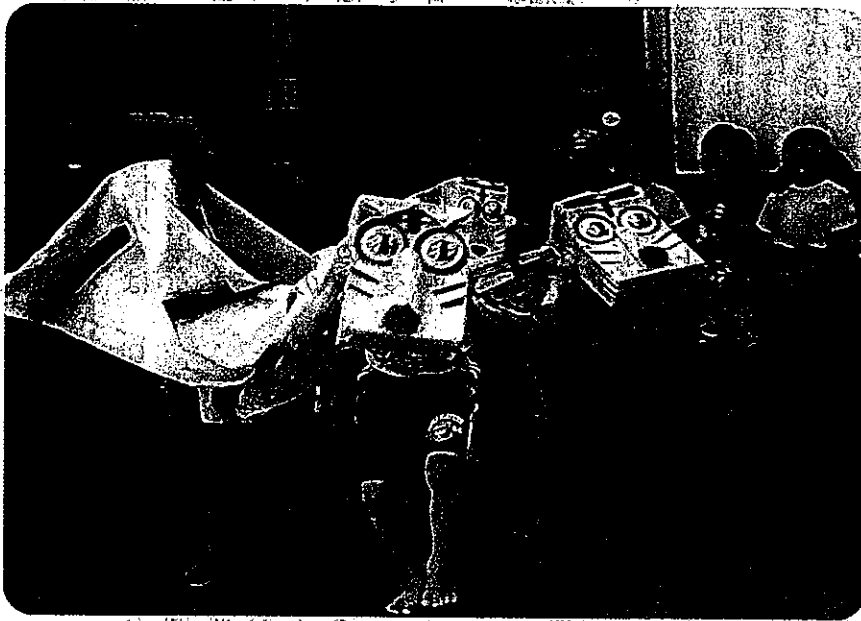
こんにちは

日本共産党
市議会議員

鈴木礼子です

すずきれいこ

中学生まで医療費無料化など経済的支援の拡大を早急に 誰もが安心して子育てができる盛岡市政を！



虎舞を披露する子どもたち(北松園風の子保育園)

予算化されなかった中学生までの医療費無料化、保育所や学童の保育料軽減、就学援助の費目と対象の拡大、新入学準備金の入学前支給など、早急に実施するよう求めました。

経済的支援の予算化を！

児童センターの児童厚生員の配置基準は、これまで「2人」が基本で、児童が多いときは臨時・パートなど加配対応でしたが、「利用児童35人に1人」に拡充されます。29年度は、青山、永井、見前の各センターに1人ずつ、津志田は2人の増員計画となっています。市議団は、具体的事例を示して改善を求めています。

「保育士奨学金返還支援制度」は、奨学金を返済しながら働く入職3年目までの保育士に、返済金の2分の1(上限月額7千円)を補助する制度です。奨学金返済のために収入の良い他の職業に転職する例もあることから、共産党市議団が提案していました。

保育所・児童センターの待機児童解消に向けて、共産党市議団の提案実現

平成29年度は、「子ども未来部」が新たに設置され、引き続き、子育て応援が市の戦略プロジェクトに位置づけられました。また、子どもの貧困対策として、市は「ひとり親世帯の子どもの生活実態調査」を行い、研究報告書をまとめました。共産党市議団は、「調査結果に示された困難を解決する取り組みを」と求めました。

「子どもの貧困」を解決する取り組みを！

日本共産党 盛岡市議団 ニュース

2017年4月 NO.321-1

(発行)
日本共産党盛岡市議会議員団
内丸12-2 盛岡市議会控室
電話651-4111 内 2308
(連絡先) 鈴木礼子事務所
盛岡市東松園2-1-1
TEL:662-3993 FAX:662-3998
E-X-ℓ reiko2164@ybb.ne.jp

共産党市議団のホームページ
<http://homepage3.nifty.com/jcp-morioka>

※この広報紙は、政務活動費で作成しています。市政に関するご意見・ご要望を是非お寄せください。

待機児童ゼロへ公立でも保育拡大を！ ごみ処理広域化の見直しを！

日本共産党市議団の5人は、一般質問や予算審査特別委員会などで、公約実現・地域要求実現に向けて積極的に論戦しました。また、国の「テロ等準備罪法案」の撤回を求める意見書を提出しましたが、賛成少数で否決されました。

待機児童

「年間を通して待機児童ゼロ」は達成されず
公立保育園での未満児童員増など抜本的対策を！

盛岡市の保育園待機児童は深刻で、「年間通じて待機児童ゼロ」を掲げた29年度の目標達成は困難となっています。

り組むべきであり、「全園民営化」の凍結を、と質問。

代表質問で庄子議員は、①計画自体の見直しが必要ではないか ②保育士の待遇改善へ市の独自支援を、③待機児童受け入れや休日保育など公立保育園でも取

市長は、①保育需要を低く見込んでいた。29年度に内容の点検を行う ②待遇改善は国の制度で行う ③保育施設整備などへの国の補助は社会福祉法人などが対象で、公立保育園には出ない。公立では実施する考えはない、と答えました。



介護保険

利用料「3割負担」の影響は？
総合支援事業報酬引き下げてサービスマ下りも

政府が、介護保険利用料を2割負担から3割負担に引き上げる法案を閣議決定しました。鈴木努議員は、この影響について質問。

通所介護が、29年度から市が実施する「総合支援事業」に移管し、報酬支払いが変更になり、事業所の収入が1人当たり「7千8千円減少」（代表質問への答弁）します。

市長は、「市民生活への影響がある」「2割負担となって、2割の方がサービス利用が1割以上減った」と答えました。

鈴木努議員は「利用者への影響も懸念される。支払方法の変更をしない選択をするべきではなかったか」と指摘しました。



障がい児

「障がいの有無で分け隔てなく...」
保護者の希望に沿った保育園・学校への受け入れを

市の「障がい者福祉計画」では、「障がいの有無によつて分け隔てられることなく共に生きる地域

保育所入所について、保健福祉部長は、「市としては、できる限り入所が可能となるよう対応している」と答弁。

社会の実現を」と謳っています。神部伸也議員は、保育所入所と小中学校の入学について、保護者の希望に沿って市が受け入れる体制となっているのか質問しました。

教育長は、「希望者が1人の場合でも県に特別支援学級の設置を要望している」「29年度は要望通り小・中学校8校に9学級を設置できる見通しだ」と答えました。

提案実現する！

1面に紹介したほか、平成29年度には、党市議団の提案がいくつか実現しました。

▼空き家利活用へ修繕費補助
空き家バンクに登録していて、売買や賃貸などが見込める場合、その修繕費の半額を補助します。（改修費が20万円を超えた場合、上限20万。）

※子育て世代や高齢者世代、市外からの移住者が住む場合は、さらに10万円を上乗せします

▼「親元就農給付金」制度、短角牛子牛導入補助なども
国の青年就農者への支援事業で対象となっていた、親元で新規就農する後継者に対して、市の単独事業として支援します。2人分120万円が予算化されました。

その他、短角牛肥育農家に対する「子牛導入補助」、鳥獣被害対策として、「狩猟免許取得にかかる補助」なども予算化されました。

▼「35人学級」が中学校3年まで拡大
岩手県が中学校3年生まで「35人学級」を実施します。盛岡市では23中学校中、8校が対象になります。教員の増員分、4校が「少人数指導」、4校が「35人学級」を選択します。

ごみ広域化

環境施設組合清掃事業所（矢巾町）の長寿命化 36億円かけて10年で「閉炉」は2重投資では

矢巾町にある盛岡・紫波地区環境施設組合のごみ処理施設（紫波町・矢巾町・都南地区のごみを処理する施設）の「長寿命化」工事が、36億5千万円の巨費を投じて平成29・30年度の2カ年計画で行われる予定です。

当初計画は「長寿命化による3施設への集約」
ごみ処理広域化計画の当初の案は「3施設（矢巾・滝沢・盛岡）を長寿命化し、集約する」というもので、1施設集約との比較検討でも10項目中7項目で有利だということでした。

それが、コンサルタント会社を作った構想で「一カ所集約」に変わったのです。庄子議員は「使える施設を使わない、新しい施設建設と、長寿命化の借金払いが同時に続く、2重投資ではないか。広域化計画の見直しを」と求めました。

平成41年度からの「一カ所に集約」が先にあり、使える可能性のある施設を閉炉にするというのです。

公共施設

愛宕山老人福祉センターが中央公民館と「複合化」公共施設「集約」で住民サービス後退させるな

「市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」で位置付けられた、中央公民館大規模改修と愛宕山老人福祉センターの複合化が予算化されました。（29年度設計委託、30・31年度工事、32年度に移転予定）

愛宕山老人福祉センターは「移転・複合化」によって、現在は市内に2か所のみとなつた浴場が廃止され、送迎バスもなくなくなります。

鈴木礼子議員は、市の生活保護受給者の46%が65歳以上の高齢者であることなどを示し、センターの入浴施設は

低所得の高齢者にとって貴重な施設だと指摘。住民サービスの後退を招く計画の見直しを求めました。



ごみ処理広域化、高齢者医療保険料値上げ、消費税増税などに反対

- 3月定例会に提案された議案は全部で48件。日本共産党市議団は6件に反対しました。
- ★ごみ処理広域化、保育園全園民営化見直しを1と求めて一般会計には反対しました。
- ★75歳以上の高齢者の医療保険料大幅値上げ…後期高齢者医療保険予算では、国の制度改悪（低所得者への軽減措置の縮小）によって、盛岡市では、75歳以上の約7,400人の方に、4,580万円（平均1人当り6,200円）の値上げが押し付けられることから、反対しました。
- ★介護サービス低下が懸念される介護保険会計にも反対しました。
- ★市職員の時間外労働・平成28年1月までで過労死ラインとされる80時間超職員が266人、100時間超が142人も。この状態での定数削減には反対しました。
- ★消費税増税前提の市税条例改正…消費税10%への増税を前提とした「法人市民税率改定」で、市民に負担を押し付け市財政にもマイナスになり反対しました。

寄付をするとそれに応じて「返礼品」を受け取ることができるといふ「ふるさと納税制度」。

寄付した金額は、2千円を除いて地元の自治体へ納める住民税が控除されます。高額納税者ほど多くの寄付をして、より「ふるさと納税」の歪み是正を！の2割近くが手数料豪華な返礼品を受け取ることができ、金持ち優遇の制度となつていきます。

一方、本来自治体に納められるべき税金が他の自治体への寄付になつてしまい、事実上の自治体間

の税金の奪い合いにもなっています。「赤字」となる自治体も続出です。盛岡市も「赤字」の自治体の一つで、28年分で5千万円以上の「赤字」でした。しかも、この事業の委託先は大阪に本社がある大企業。そこに「寄付金」の趣旨を逸脱したひずみの是正を、少なくとも大阪の大企業への委託を見直し地元で完結を、と主張しました。

共産党市議団は、本来の制度として支払われています。

「食」と「農」「ものづくり」 応援プロジェクト重点施策に

29年度予算では、農業振興について都市型農業への発展や意欲ある新規就農者への支援施策を予算化。「食と農の連携推進」を設置し、所得の向上や夢のある農業実現に向けて動き出しました。

鈴木議員は、学校給食や病院、ホテル、飲食店等への地場産品の活用を助け、自給率向上を図り、地産地消による地域経済循環型の施策の展開を求めました。

保育士賃金が4万円アップって本当？

安倍内閣は、1億総活躍社会プランで全産業の女性労働者と保育士の賃金格差4万円の解消を宣言しました。しかし、実態は、1施設5人程度の予算で、4万円アップにしなければならない保育士は2人～3人のみで残りの予算は各施設に配分をまかせるという内容です。

5人分の根拠は、保育士の国基準配置の3分の1程度ということですが、保育現場は11～12時間保育が常態となっており、国基準の1.6～2倍の保育士が配置されています。

また、一部の保育士のみで4万円アップは、主任保育士を上回ることも想定され、残りの配分でも職員間に分断や差別感が持ち込まれはしないのかと心配です。

鈴木議員は、市の実態と対応について質問しましたが、村上保健福祉部長は具体的な国の方針が示されていないとの答弁に終始しました。

地域課題 解決へ

平成29年度予算で、党市議団が要請していた交通安全施設整備など予算化されました。

- ★館向町車道・歩道のサイドライン（白）と「止まれ」標示の引き直し。
- ★館向町35付近のカーブミラー設置。市道の凸凹の改修。
- ★国道455号線北山トンネル三ツ割交差点付近に接続する三ツ割4丁目の市道幅員拡幅。
- ★まちなか・おでかけパスは、29年度の利用者1万人分を予算化。利用者1万人を目途に利用区間・期間の拡大など制度の検証を行う予定。



3月議会で 一般質問



鈴木礼子議員は、3月市議会で農業行政、空き家対策、中央公民館大規模改修に伴う愛宕山老人福祉センターの機能移転、クライミング施設整備の拡充について一般質問を行いました。

スポーツクライミング スピード壁の整備予算化

高齢化が進む松園団地で最年少でジャパンカップ優勝を果たした松園中2年生（当時）の伊藤ふたばさんの快挙が団地住民の気持ちを明るくしています。

3年後の東京オリンピックで、新たにスポーツクラ

イミングが競技種目となり期待が広がる中で、市長は世界に通じる選手を育成するとしてボルダリング、リード壁の施設拡充を県に要請しました。

鈴木議員は県の対応と見通しについて質問しました。

市長は、スポーツクライミングは、希望郷いわて国体で本県選手が活躍した種

目でもあり、オリンピック選手輩出の可能性も高く、県山岳協会とともにスピード壁の整備を県に要請した。

県は、2月補正で整備費用を予算化しており、一日も早い完成を期待

すると答えました。



市ひとり親世帯の子どもたちの生活実態調査

平成27年度、市は県立大学地域政策研究センターと協働でアンケート調査を実施（有効回収数1173）。今後、調査結果を踏まえ未来を担う子どもたちの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、子どもたちの健やかな育成に向け支援施策の充実を図ることになりました。

結果から見えてきたこと

○母親：就労率91.6%、うち土日の勤務ありが76.8%、早朝に働いている27.9%、夜間働いている57.6%で、親が子どもと過ごす時間が制約されている。

○子ども：小学生の32.4%が放課後ひとりで過ごし、経済的理由で塾や習い事をしていない66.0%など経済状況が学習環境への影響大きい。

○必要な支援

小学生の3人に1人が放課後一人で過ごし、土日勤務の母親が8割近くいることから、子どもの居場所のあり方や支援施策など検討する。

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	2017/7/27
------	-----	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	90720	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	90720	円

【支払概要】

市議団ニュース322号印刷費 14,000部

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領収書

No 010278

鈴木礼子 様




¥ 90720 *

内消費税等	6,720円
金種	現金
	小切手
	振込
	手形
	相殺

但会報市議団ニュースNo322印刷代として
上記の金額正に領収しました。

29年7月27日

 **河北印刷株式会社**
〒020-0015 盛岡市本町通2丁目8番7号 Tel. 019-623-4256

抜者印


※抜者印なきものは無効といたします。

29年7月18日

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊
 盛岡市本町通
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-8976

鈴木 礼子 様

担当: [Redacted]

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0043) 会報市議団ニュース No.322		14,000	部	6.00	84,000	
				消費税等	6,720	課税対象額 84,000

摘要:			合計	¥90,720
-----	--	--	-----------	----------------

お客様コードNo. 0806

請求書

29年7月18日

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊
 盛岡市本町通2
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-8976

鈴木 礼子 様

担当: [Redacted]

下記の通りご請求申し上げます。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0043) 会報市議団ニュース No.322		14,000	部	6.00	84,000	
				消費税等	6,720	課税対象額 84,000

摘要:			合計	¥90,720
-----	--	--	-----------	----------------

振込先 岩手/本店(普)0628024
 北日本/本店(当)2038821

こんにちは

日本共産党
市議会議員

鈴木礼子です

すずきれいこ

子どもの貧困問題・・・総合的・包括的な支援が必要 盛岡モデルとなるような本気の支援施策を！



子どもの貧困問題を考えるシンポジウム(5月21日、上田公民館)

党主催の「子どもの貧困シンポジウム」に280人

5月21日に「子どもの貧困問題を考えるシンポジウム」(共産党主催)が開催され、会場いっぱいの280人が参加しました。小児医療、子ども食堂、児童養護施設のそれぞれの現場から「子どもの貧困」の実態と課題が浮き彫りになりました。日本共産党市議団も参加するとともに、シンポジウムの報告などもふまえて議会で提言しました。

画期的な「実態調査」の結果を生かす
総合的・包括的支援策の策定を！

盛岡市が県立大学とともに行った「ひとり親世帯の子どもの生活実態調査」は、子どもが育つ上での困難を、母親の就労、経済的生活実態、学習・居場所、食事環境・・・等多面的に把握する画期的な調査でした。今後、盛岡市には、この調査結果を正面から受け止めた総合的・包括的な支援の策定が求められています。

鈴木礼子議員は、調査結果の成果を市政に反映させ、思い切った予算措置を行って盛岡モデルとなるような本気の支援施策の策定を求めるとともに、経済的支援策の早急な実施を求めました。

市長は、「調査結果からは、これまで十分把握されなかった子どもの貧困問題解決への課題が確認できた。子どもたちが、夢と希望を持って成長できるよう、子どもの成長を支える取り組みの推進と庁内連携組織を立ち上げ、具体的な施策の検討を行う」と答えました。

※この項は2面に続きます

日本共産党
盛岡市議団
ニュース

2017年7月 NO. 322-1

(発行)
日本共産党盛岡市議会議員団
内丸12-2 盛岡市議会控室
電話651-4111 内 2308
(連絡先) 鈴木礼子事務所
盛岡市東松園2-1-1
TEL:662-3993 FAX:662-3998
Eメール reiko2164@ybb.ne.jp

共産党市議団のホームページ
<http://homepage3.nifty.com/jcp-morioka>

※この広報紙は、政務活動費で作成しています。市政に関するご意見・ご要望を是非お寄せください。

「子どもの貧困」打開へ経済的支援の充実を！ 問題だらけの「ごみ処理広域化」は見直しを

6月定例会市議会（6月8日～27日）で日本共産党市議団は、この間のシンポジウムや調査活動などを踏まえて「子どもの貧困」問題、「ごみ処理広域化」問題などについて提言するとともに、平和・くらし・福祉などの問題でも積極的に論戦しました。

子どもの貧困

医療費助成、就学援助、保育料軽減 喫緊の経済的支援策の実施を！

※1面からの続き

鈴木礼子議員は、母子世帯

への喫緊の経済的支援の必要性について、①医療が必要なのに医療機関にかかれなかった理由の3割が経済的理由であったことが実態調査で明らかになったことを踏まえ、医療費助成事業の対象を中学生まで拡大し、小学生への現物給付化を求めました。

②「野球部に入りたいという息子に、『用具を購入するお金がない』と言ったら『僕の人生を勝手に決めないで』と泣かれた」という母親の声を紹介し、就学援助のクラブ活動費の早期支給と入学準備金の入学前支給の実施を求めました。

③放課後の居場所を最も必要とするひとり親世帯の子どもたちが経済的な理由で学童保育クラブに入れない実態が明らかになったことから、ひとり親世帯の放課後児童クラブ保育料の軽減を求めました。

各関係部長は、①医療費の対象年齢拡大の早期実現に向けて財源確保に努める。小学生の現物給付は県内各市町村と連携して県に働きかける。②入学準備金は中学校の入学前に支給を行う。クラブ活動費は引き続き検討する。③学童保育クラブが独自に決めており他都市の例を参考に検討する、などと答えました。



学校給食

全国で「約4分の1」の自治体が給食費補助 学校給食の無償化を検討すべき！

全国の公立小中学校で、学校給食費の「全額補助」と「一部補助」を行っている自治体が全1741市区町村のうち、少なくとも417市町村となっており、無償が55自治体となっています。（平成29年1月現在）

鈴木努議員は、「学校給食法では給食が教育の一環であると定めている」

と指摘し、「憲法26条の定める『義務教育は無償』という原則を実施するうえで、学校給食の無償化を検討するべき」と求めました。

教育長は、「給食費の全額補助を行うことは、家庭に対する有効な支援であるが、財政的負担が大きいことから実施は考えていない」と答えました。

平和な日本・世界を！

●憲法9条は「9条」のまま！

「教育勅語」は教材になるか？

庄子議員は、安倍首相が「9条に3項を加える」改憲を表明し、安倍政権が「教育勅語」も教材になるとしたことについて、谷藤市長と千葉教育長に見解を質問。

谷藤市長は「平和主義の理念が堅持されることを前提とした議論が必要だ」と答弁。

千葉教育長は「『教育勅語』は昭和23年に衆議院において排除、参議院において失効が議決されている。道徳の教材として使用するべきものではない」と盛岡市内の学校において、使用することはない」と答えました。

●PKO派遣——自衛隊を海外派遣するな！

高橋和夫議員は、南スーダンPKO派遣について、自衛官へのPTSD（心的外傷後ストレス障害）対策を求めるとともに、ふたたび自衛隊を海外に派遣しないよう求めました。

谷藤市長は「派遣の決定に当たっては、政府の責任において、現地の情勢や自衛隊員の安全確保に十分配慮した上で、慎重な判断がなされるべきもの」と答えました。

●核兵器禁止条約——核兵器のない世界を！

神部議員は「『核兵器禁止条約』草案は、被爆者の訴えと反核平和運動の願いを正面から受け止めた条約草案だ」とのべ、市長の見解を質問。谷藤市長は「条約案が公表されたことは、『核兵器のない世界』の実現に向けた大きな動きであり、歓迎すべきもの。核兵器のない平和な世界の実現を、市民の皆様とともに訴えていく」と答弁しました。



ごみ広域化

**住民説明・合意は有害物質飛散の影響範囲を対象に！
無駄遣いにならないか？「広域化」見直しを！**

盛岡市は、ごみ処理広域化計画で、盛岡市内に建設する新施設の候補地を4カ所に絞り込み、今年度中に予定地(1カ所)を決定する計画です。

庄子春治議員は、①住民合意は、焼却施設から排出される有害物質の飛散による影響を受ける範囲を対象に ②有害物質の影響は個人差があり、その影響を極力避けるため、病院・福祉施設等の近接地を避けるなどの配慮が必要ではないかと、判断基準を質問。

環境部長は、①住民説明は、候補地から概ね500m以内の町内会・自治会を基本にするが、状況や要望に応じて対応してまいりたい ②その他、コスト比

較、焼却に伴い発生する熱エネルギーを活用した地域振興策など、様々な要素を総合的に勘案して判断する」と答えました。

減量・資源化が後退、無駄遣い

庄子議員は、「広域化」によってごみ分別・資源化が後退することに加え、「長寿命化」に34億円投じる盛岡・紫波地区環境施設組合の焼却炉を平成40年までしか使わないこと、市クリーンセンターがいつまで使えるのか吟味がなされずに大型焼却炉を建設することについて、「使える施設を廃炉にする無駄遣いになる」と指摘。広域化の見直しを求めました。

認知症対策

見守り対策として、GPS端末購入補助の実施を！

八幡平市では、今年の5月から徘徊行動がみられる認知症高齢者に対して、GPS端末を利用して見守りする支援策を始めています。しかも、GPS端末を購入する際、1人当たり1万8500円を上限に補助を行っています。

鈴木努議員は、「盛岡市でも、認知症高齢者の見守り対策として、家族や事業所などにGPS端末を貸与、あるいは

購入に対する補助を実施するべき」と求めました。

保健福祉部長は、

「GPS端末の購入補助については、徘徊者の早期発見や介護者の不安軽減の効果があるが、専用靴の購入やGPS発信に要する経費などが必要となると伺っている。他市の取り組み状況を調査するなど、研究したい」と答えました。



国保税

**県試算で広域化後の盛岡市の国保税8.99%増
基金などを活用し、市民に負担増を押し付けるな！**

国民健康保険は、来年4月から「広域化」と

なります。財政運営主体が市町村から県に移り、県が保険税を算定して各市町村に賦課します。5月に、県が試算を公表しました。盛岡市では、1人当たりで10万7840円から11万7539円に、9699円の値上げ(8.99%増)という試算額が示されました。

神部伸也議員は、「構造的な問題解決のため国に抜本的支援の拡充を求めるべき」と質すとともに、「今でも負担が重い国保税。市民にこれ以上負担増を

かぶせない対策を」と求めました。

市民部長は、「試算は、一般会計からの法定繰入等が考慮されていないことや、平成30年度の国の総額1700億円の公費拡充が反映されていない試算であり、現状における本市の標準保険料率を表したものではありません」とのべ、「(市の国保財政調整)基金と新たに県が創設する財政安定化基金などを活用しながら激変緩和に努めていく」と答えました。



「共謀罪」の再検討を求める意見書 賛成少数で不採択に

本会議最終日に、「『共謀罪』の強行採決に抗議し、再検討を求める意見書」が提出されましたが、賛成少数で不採択となりました。

庄子議員は、「禁じ手」で採決を強行する議会運営をこのまま看過してよいのか」「最大の問題点は、何を考え、何を合意したかが処罰の対象。思想や内心の自由を絶対に侵してはならないと定めている憲法19条に反する違憲立法だ」と賛成討論を行い、議員各位の賛同を求めました。

「医師・看護師・介護職の労働環境改善を求める」意見書が採択

「安全・安心の医療・介護実現と夜勤交代制労働の改善を求める請願」が、賛成多数で採択されました。賛否は、「市議会だより」をご覧ください。

6月議会で
一般質問



宇都宮市の「地域内交通」

宇都宮市は、公共交通空白地域で乗合タクシーなどを活用し、移動手段の確保と路線バスへの接続を進め、交通弱者への対応と公共交通の利便性を高めています。主な特徴は、地域住民が運営主体になり、行政、事業者と連携して実施している。

鈴木礼子議員は、6月市議会で高齢化の進行による交通弱者への対策と公共交通の利便性を高めるため、宇都宮市が実施した「地域内交通」の事例を示しながら盛岡市の対応と松園支線バスの改善について質しました。

ます。市は、事業の説明の開催、運行計画での支援、関係機関の協議などの支援を行い、運行は交通事業者に委託しています。市は運営費の3分の2を補助（予算額1億円で1カ所500〜700万円余）し、残りは運営主体が運賃寄付金などで募っています。ジャンボタクシーを利用する地区は、1日7便の運行で料金150円に設定。デマンド方式でタクシーを利用する地区は、1日10便で料金300円に設定するなど地区の状況に合わせ取り組んでいます。

交通弱者・公共交通空白地域への対策強化を

鈴木議員は、盛岡市とし

広域化計画の撤回を求め
構成自治体の首長と懇談



「ごみ処理広域化計画を撤回する会」の皆さんと広域化の構成団体2市5町の首長と懇談しました。葛巻町長は、生ご

みの分別を3年前から始め30%減量し、ごみはゼロに近づける。広域圏内で最も古い焼却炉は延命工事を行ったが十分使える。本来ごみは地元で処理すべきなどと広域化への疑問を呈しました。

その他の首長は、焼却炉の老朽化や最終処分場の逼迫を抱える中で、面倒なごみ問題を盛岡市が担当してくれることを歓迎するという態度でした。更に、ごみ減量・資源化、環境保全に

ついて、広域化協議会での議論が一切なく、合意もないことが明らかになりました。

例えば、ごみ減量のために有料化を進めるとした滝沢市長に対し矢中町長は有料化はごみ減量に逆行すると反対の態度でした。

盛岡市は、一極集中の広域化によるごみ処理が最善とし、住民無視で強行しようとしています。

あらためて広域化計画の撤回を求めるものです。

長浜市の子ども食堂設置で視察



7月4日、日本共産党市議団は長浜市社協が支援している「子ども食堂」設置の取り組みについて視察しました。

長浜市を含め滋賀県内ではここ1〜2年で子ども食堂が66か所設置され、短期間に急速に広がった要因は ①滋賀県内の社会福祉協議会、社会福祉法人、個人等で設立した「滋賀の縁創造実践センター」が、参加団体等からの出資金や県補助金を主な財源として、子ども食堂への補助制度（初年度20万円、次年度から10万円の3年間）をスタートさせ ②地域の社会福祉協議会が実施希望の団体・個人に対してきめの細かい支援を行ったことです。

支援を受けるためのハードルを低くするなど大変参考になりました。

でも交通弱者、公共交通空白地域への対策の強化を図るべきと質問しました。市長は、路線のない地域では無料の患者バスやスクールバスへの混乗に取り組んできた。利用者数に見合った効率的な運行や利用者の確保が課題だ。

鈴木議員は、「松園ゾーンバスを考える会」が行ったアンケートは、支線バスの運行縮小で昼時間帯の地域内移動が困難になったことなど切実な利用者の声や要望が示されたものであり、早期の改善と対策を求めました。建設部長は、バス事業者から現人員体制では他路線（地域内）との調整が必要であり意見交換を行いつつ検討したいと答えました。

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	2017/11/24
支出証拠書類の額面金額		203,869	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		5分の1	
政務活動費支出金額		40,773	円
【支払概要】			
市議団ニュース323号岩手日報折込代金 58,990部			
領収書等添付欄		<input type="checkbox"/> 別紙に添付	

№ 006628

領 収 書

日本共産党 盛岡市議団 様

下記の通り正に領収致しました

領収金額	¥ 203,869
	うち消費税 15,101 円

※金額の先頭に¥がないもの、社印及担当印の無いもの、金額及び領収日付を訂正したものは、無効と致します。

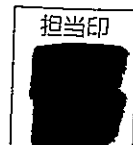
但し、11月19日チラシ折込料・チラシ制作料・広告掲載料・広告制作料・その他 ()

内 訳

- ①現金 ¥
- ②小切手 ¥ _____
- ③振込 ¥ _____
- ④相殺 ¥ _____
- ⑤その他 ¥ _____

各紙新聞折込広告代理店
盛岡合広告代理店

岩手日報アド・プラ
〒020-0122 盛岡市みたけ一丁目6番13号
TEL(019)641-6711(代) FAX(019)641-6154



2017年11月24日

2017年11月24日

御 請 求 書

No. 030590

〒 020-0011

29 年 11 月 16 日

盛岡市三ッ割1-9-1

日本共産党 盛岡市議団 殿

- ◆岩手日報折込統括代理店
(東北折込広告協議会会員)
- ◆総合広告代理店

岩手日報アド
〒 020-0122
盛岡市みたけ1丁目6-40
TEL(019)641-6711(代)
FAX(019)641-6154

下記のとおり御請求申し上げます。

合計金額 ¥ 203,869

担当者: [Redacted]

折込日	曜日	摘要	サイズ	数量	単価	金額
29/11/19	日	チラシ折込料	B4	58,990	3,200	188,768
		○日本共産党盛岡市議団ニュース				
					消費税	15,101
					合計	203,869

備考

取引銀行：岩手銀行青山町支店（普通）1259837
口座名義：イワテニツポウアドブランテ（カ）

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	2017/11/24
------	-----	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	175,500	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の1	
政務活動費支出金額	35,100	円

【支払概要】

市議団ニュース323号印刷代
65,000部
日本共産党市議団5名で按分したもの。

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 証

日本共産党盛岡市議団 殿 平成29年11月24日



金額	千円	百円	十円	円	角	分	厘
	7	1	7	5	5	0	0

但し盛岡市議団ニュース11月号 NO.323
上記の金額正に領収致しました。65000枚印刷代として

株式会社石田印刷

岩手県奥州市前沢区字南陣場53-1
TEL 0197(56)4004 FAX 0197(56)4432

現金	
小切手	
手形	
相殺	
その他	175500
	振込

1/5 35100

020-0831
岩手県盛岡市三本柳23-9-6

納品書

売上日 平成29年11月16日

伝票No. 000781

PAGE 1

日本共産党盛岡市議団 様

株式会社 石田印刷

代表取締役 石田 博 幸

〒 029-4205 岩手県奥州市前沢区南陣場 53-1

TEL 0197-56-4004 FAX 0197-56-4432

下記の通り納品致します。

商品コード / 商品名	数量	単位	単価	金額	備考
001 盛岡市議団ニュース 11月号 No.323	65,000	枚	2.5	162,500	
受注No. 00009450	税抜額	162,500	消費税額	13,000	合計 175,500

020-0831
岩手県盛岡市三本柳23-9-6

請求書

売上日 平成29年11月16日

伝票No. 000781

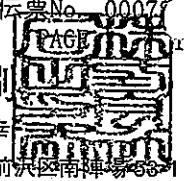
日本共産党盛岡市議団 様

株式会社 石田印刷

代表取締役 石田 博 幸

〒 029-4205 岩手県奥州市前沢区南陣場 53-1

TEL 0197-56-4004 FAX 0197-56-4432



下記の通りご請求申し上げます。

■北日本銀行 前沢支店 株式会社石田印刷(普) 7004036

■岩手銀行 前沢支店 株式会社石田印刷(普) 2029773

商品コード / 商品名	数量	単位	単価	金額	備考
001 盛岡市議団ニュース 11月号 No.323	65,000	枚	2.5	162,500	
受注No. 00009450	税抜額	162,500	消費税額	13,000	合計 175,500

●盛岡市議会9月定例会での日本共産党盛岡市議会議員団の取り組みを紹介します。

子どもから高齢者まで安心して暮らせる盛岡市政を！

日本共産党盛岡市議団は、子育て支援について、保育園の待機児童解消や子どもの医療費助成の拡大を求めるとともに、今年の4月から始まった介護保険の「総合事業」の問題や災害対策などについて質問しました。

保育園の待機児童

0歳児の計画が175%もかい離 公立保育所での拡充を急ぐべき！

鈴木礼子議員は、保育園の待機児童問題について質問しました。今年の4月1日時点で「待機児童」はゼロでしたが、隠れ待機児童の「空き待ち」は266人でした。7月1日時点では「待機児童」が65人となり、「空き待ち」は257人とほとんど減っていない状況です。また、平成28年4月1日時点で、0歳児の量の見込みが819人に対して、実際の保育を必要とする児童数が1436人と175%もかい離している事態も明らかになりました。

鈴木議員は、「『空き待ち』児童も『うた対策が緊急の課題だ』『民間任せではなく、公立保育所での本気の0～1歳児保育の拡充こそ急ぐべき』と求めました。



市の保育園全園民営化方針は見直しを！

共産党市議団は会派意見で、「市が進める保育園の全園民営化が、緊急課題である『待機児童解消』の大きな障害になっている」と指摘し、全園民営化方針の見直しを強く求めるとともに、特に待機児童が顕著となっている都南・盛南地区での対策を急いで行うこと、0才児保育が未実施となっている公立保育所について、急ぎ施設を整備・拡充し、受け入れを行うよう求めました。

医療費助成制度

中学校卒業までに拡充を！

神部伸也議員は、現在、小学校卒業まで対象となっている子どもの医療費助成制度について、来年度こそ中学校卒業まで拡大するよう求めるとともに、小学生についても現物給付化を図るよう質しました。

谷藤市長は、「事業を確実に継続して実施できるか精査の上、早期の実現を目指したい」「私としては公約として大きく掲げたものなので、必ず任期中に実現をするという決意だ」と答えました。

現物給付化について保健福祉部長は、「今後も機会を捉えて、県に対して要望したい」と答えました。



介護保険

「総合事業」の見直し・検討を！ 市は状況調査を行うと回答

鈴木努議員は、今年の4月から始まった介護保険の「総合事業」について、全国1575自治体中45%が運営に苦慮しており、その理由として地域住民が支えあう仕組みづくりのむずかしさが挙げられていること（共同通信調査）を紹介し、盛岡市の課題について質問。保健福祉部長は、「新しく始めることとした『住民支えあい型サービス』がまだ軌道に乗っていないことが課題」と答えました。

また、鈴木議員は、「総合事業」で報酬額が下がったことにより、人件費の削減や事業からの撤退を検討しているとの声や、可能であれば総合事業の枠組みを見直してほしいとの意見など紹介し、事業所の実態調査を行いながら、事業の仕組みについて見直しを検討していくべきと質しました。

保健福祉部長は、「新しい制度になって半年が経過していることから、実施所業者に対して状況調査を行いたい」と答えました。



災害対策

水害時の福祉施設の対策を！

庄子春治議員は、洪水浸水想定区域内に立地する社会福祉施設の水害時の非常災害対策計画が未策定・内容不十分となっている問題について質問。

保健福祉部長は、「対象となる122施設のうち、平成29年5月末時点で、未策定は3施設、内容不十分は14施設」「文書による指導を行い、指導監査の場で助言を行っている」「現在、県で追跡調査を行っている」と答えました。

「核兵器禁止条約」に日本が署名することを求める請願が採択！

岩手県原爆被害者団体協議会が提出した「日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願」が全会一致で採択された。

一般質問では、鈴木努議員が、条約に対する市長の受け止めの政府の態度についての見解などを質しました。

全員が一般質問に登壇しました。

日本共産党盛岡市議団の5人の議員は、今議会でも全員が一般質問に登壇しました。



鈴木礼子議員



庄子春治議員



高橋和夫議員



神部伸也議員



鈴木 努議員

日本共産党
盛岡市議団
ニュース

2017年11月 NO.323

(発行)
日本共産党盛岡市議会議員団
内丸12-2 盛岡市議会控室
電話651-4111 内 2305
(連絡先)
日本共産党盛岡地区委員会
三ツ割1-9-1 電話 661-1141

ごみ処理広域化は撤回を！

9月議会で日本共産党盛岡市議団は、市等が進めるごみ処理広域化計画の見直しを求めて鈴木礼子議員と庄子春治議員が一般質問などで取り上げ、広域化の根拠とした説明のごまかしを指摘。広域化計画の撤回を求めました。

「広域化」こそ 無駄遣いではないか 「長寿命化」をなぜやめた？「広域化が交付金条件」の根拠も崩れる

焼却施設のダイオキシン対策は既に達成していることから、市等は「広域化」の必要性を「一カ所集約が最も経費節減になる」ことをあげ、市民に説明しています。党市議団の論戦で、その「経費節減」の根拠も事実上崩れました。

〈長寿命化〉をなぜ放棄？

「広域化による一カ所集約・500トン炉の新設」方針は、平成24年度の計画「骨子」で「3施設長寿命化」としていたものを覆したものです。試算では、3施設長寿命化 165・5億円、1カ所集約新設が264億円。ランニングコストも3施設長寿命化が85%に抑制できるとしていたのです。

平成26年度に基本計画を策定する際には、長寿命化による試算は行わず放棄し、突如「一カ所集約が一番の経費削減」としたものです。

使える炉を閉炉にする無駄 「基本計画」では、現在の焼却施設を平成40年度までで閉炉にし、新施設を稼働させるとしています。盛岡市のグリーンセンターは、他市の実績（横浜市、足利市の焼却施設）などから見れば、長寿命化を行うならば平成50年代まで運転が可能な施設です。

また、盛岡・紫波地区環境施設組合の焼却施設は現在「34億5

千万円をかけて「長寿命化」整備中ですが、わずか10年の稼働で閉炉にする、というのです。どちらも使える可能性のある炉を残して新しい大型炉を整備するという計画です。

これこそ大きな「無駄遣い」です。

〈「広域化が補助金の条件」は根拠なし〉

市は「広域化しなければ国から建設費の補助（交付金）が出ない」ことを広域化の理由としてきましたが、9月議会で環境部長は「国の交付金要項に『広域化』が条件となっていない」、「国の要項では、現在の6施設建て替えても交付金の対象になる」ことを認めました。

長寿命化の放棄、交付金の条件だというウソ・・・「経費節減」の2重のごまかしが明らかになったのです。

共産党市議団は広域化計画を一から見直すよう求めました。



広域化の問題点その①・・・施設の大型化による環境への影響増大

市は、「2倍の規模（現グリーンセンター実績220～230t/日から、450t/日へ）になっても、最新技術で排ガス量・有害物質を減らす」「収集運搬車も3台しか増えない」と説明。このごまかしも明らかになりました。

〈2倍の焼却でも有害物質を減らせる？〉

庄子議員は、①燃焼のためにはその量に応じた空気（酸素）が必要で排ガスの量は焼却ごみ量に比例する。排ガス総量を減らす根拠は？ ②現施設も非常に厳しい基準で運転している。現施設の運転以降、累積で1000tを超える有害物質が排出されたことを市も認めているが、それをどれだけ減らすというのか」と質問。

環境部長は「具体的な数字は持っていない」と、「2倍の規模でも有害物質を減らせる」根拠は示せませんでした。



〈収集運搬車は3台しか増えない のウソ〉

住民説明会では、収集運搬車は現在の267台から270台に、2倍の規模になっても3台しか増えないと説明しました。

9月議会で環境部長は この比較が「現施設は実際の数値、新施設は『理論値』」で比較の条件が違うことを認め、「同じ条件にすれば新施設の想定は約500台になる」と答弁。

交通への影響を極端に少なく見せかけるためのウソとごまかしが明らかになったのです。

焼却量が大きくなれば、それに伴って環境への影響増大は避けられません。環境への影響を小さくするためにも、広域化・大型化ではなく分散型が求められています。

広域化の問題点その②・・・住民から遠ざけ「分別・資源化」に逆行

ごみ行政の基本は、分別・資源化を徹底し、ごみを減らすことにあります。そのためには、市町村の行政の確固とした姿勢と、住民の協力が必要です。広域化は、行政の責任も、住民の関心も薄れさせ、分別・資源化に逆行します。

一般廃棄物の処理の責任は市町村にあります。その市町村が、確固とした立場に立ち、住民と協力する中でこそごみ減量・資源化は進みます。「30%のごみ減量」の目標を掲げ、市民懇談会をのべ11,000回も重ねて「分別・資源化」への協力を訴え、46%のごみ減量に成功した横浜市など、全国の先進例は示しています。

〈他市に任せて安心・住民の関心薄れる「広域化」〉

ごみ処理の広域化は、ごみ収集・処理を単位自治体から分離・ごみ処理行政部門の縮小に伴い、ごみ減量・資源化に対する市町村の責任が薄れてしまいます。一方、ごみの収集処理を住民から遠いところで行うことによって住民の関心が薄れ、ごみ減量・資源化に逆行します。

広域化の関係8市町のごみ処理の現状～ごみ排出量

は大きな差があり、分別・資源化への取り組み姿勢の差がそのまま表れていると言っても過言ではありません。（下の表）

他の自治体の9月議会で首長は、「現施設のある地元では広域化を待っている。うまくいかなかったら・・・と心配している」と答弁しました。庄子議員は「自分のまちから焼却施設がなくなればひと安心、という姿勢ではないか。それでごみ減量は進むのか!？」と指摘しました。

ごみ減量・資源化に逆行する「広域化」は見直すべきです。

関係8市町の住民一人1日当たりのごみ排出量（家庭系） 単位：g H27年度

盛岡市	八幡平市	滝沢市	雫石町	岩手町	葛巻町	紫波町	矢巾町
602	694	682	728	631	514	533	590

様式第7号

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	2018/2/8
------	-----	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	84240	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	84240	円
【支払概要】 市議団ニュース324号印刷費 13,000部		

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領収書

No 010615



鈴木 礼子 様

¥ 84240 *

但会報市議団ニュースNo.324代とシ
上記の金額正に領収しました。



内消費税等	6240 円
金種	現金
相殺	
手形	
振込	
小切手	
現金	

30年 2月 8日

投者印

河北印刷株式会社
〒020-0015 盛岡市本町通2丁目8番7号 Tel. 019-623-4256

※投者印なきものは無効といたします。

お客様コードNo. 0806

請求書

No. 300003

30年 1月 12日

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊 池
 盛岡市本町通2
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-4976

鈴木 礼子 様

担当: [Redacted]

下記の通りご請求申し上げます。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0043) 会報市議団ニュース No.324		13,000	部	6.00	78,000	
				消費税等	6,240	課税対象額 78,000

摘要:

--	--

合計	¥84,240
----	---------

振込先 岩手/本店(普)0628024
 北日本/本店(当)2038821

お客様コードNo. 0806

納品書

No. 300003

30年 1月 12日

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊 池
 盛岡市本町通2
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-4976

鈴木 礼子 様

担当: [Redacted]

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0043) 会報市議団ニュース No.324		13,000	部	6.00	78,000	
				消費税等	6,240	課税対象額 78,000

摘要:

--	--

合計	¥84,240
----	---------

こんにちは

日本共産党
市議会議員

鈴木礼子です

すずきれいこ

憲法9条を守り、誰もが等しく迎春 安心して暮らせる盛岡市政を！



佐藤副市長(中)に2018年度予算要望書を手渡す共産党盛岡市議団
(左から) 高橋和夫、鈴木努、鈴木礼子、庄子春治、神部伸也の各市議

2018年度予算要望を提出

日本共産党盛岡市議団は、昨年12月27日、佐藤光彦盛岡市副市長に「2018年度盛岡市予算編成に関する要望書」を提出しました。
安倍政権の憲法破壊、格差広げる経済政策のもとで、盛岡市が憲法9条を守り、市民の誰もが安心して暮らせる市政をめざして、党市議団の提案、市民からの要望など182項目を要望しました。

暮らし守り、災害に強いまちづくりへ

「重点要望」に7分野78項目

7分野の「重点要望」は次のとおりです。

1、子どもが成長できる環境の整備を

▼待機児童解消 ▼中学校までの医療費助成の拡大 ▼全学年での35人学級実現など

2、市民のいのちとくらしを支える施策の充実

▼介護保険料・国保税の引き下げ、▼高齢者・障がい者、低所得者への支援の充実など

3、安心・安全、快適な生活環境整備

▼消防設備、職員の充実 ▼バス路線の確保

4、地場産業の振興と雇用

▼「交通弱者」対策など

5、米の需給調整への支援策 ▼「有期」から

「無期」への雇用転換の推進

6、地球温暖化対策と自然環境の保全

▼ごみ処理広域化の撤回など

7、東日本大震災復興と被災者への支援の強化

▼憲法遵守し、市民に信頼される行政推進を

就学援助の「入学準備金」年度内に支給へ

▼議団の提案実る・・・2面に詳報

日本共産党 盛岡市議団 ニュース

2018年1月 NO.324-1

(発行)
日本共産党盛岡市議会議員団
内丸12-2 盛岡市議会控室
電話651-4111 内 2308
(連絡先) 鈴木礼子事務所
盛岡市東松園2-1-1
TEL:662-3993 FAX:662-3998
E-Mail: reiko2164@ybb.ne.jp

共産党市議団のホームページ
<http://homepage3.nifty.com/jcp-morioka>

※この広報紙は、政務活動費で作成しています。市政に関するご意見・ご要望を是非お寄せください。

「こどもの貧困」打開へ経済的支援の充実を！ 問題だらけの「ごみ処理広域化」は見直しを！

2017年12月定例会市議会（12月5日～22日）で日本共産党市議団は、平和・暮らしを守る立場で5人全員が一般質問に立ちました。準要保護の「新入学児童生徒学用品費」が中学校入学前に支給されることになり、さらに党市議団の提案で小学校入学前の支給も実施されることになりました。

こどもの貧困

準要保護世帯の入学準備金 小学校入学前の支給を約束

準要保護の児童生徒に対する「入学準備金」の入学前支給について、12月の補正予算に提案されたのは中学校入学予定者の分だけでした。

鈴木礼子議員は「小学校入学前にも支給を」と求めましたが、教育部長は「対象者の把握や周知などに時間がかかる」と、小学生について先送りする理由を述べていました。

▼党市議団が修正動議を準備
党市議団は「それは先送りの理由にならない」と12月議会に補正予算の増額修正案

を作成し、他の会派にも共同提案を呼びかけていました。

このような準備を踏まえ、議案質疑の中で庄子春治議員は改めて、小学校入学前の支給について求めました。

教育部長は、「小学校入学前の支給の手続きを見直し、中学校入学前の支給と同様に、何とか3月末までに年度内の支給に向けて取り組む」と答えました。



医療費助成

現物給付化を小学校卒業まで実施を！ 中学校卒業まで医療費助成の拡大を

2016年8月から「妊産婦」と「乳幼児」の医療費の給付方式が『償還払い』から『現物給付』方式に変更になりました。

▼現物給付方式でも医療費はほとんど変わらず
庄子議員は総務常任委員会で、「現物給付の実施で医療給付費は増えたのか」と質問。担当課長は、「レセプト件数が大きく増えれば利用率が上がったことになるが、ほとんど変わらなかった」と答えました。

▼他自治体とも足並みをそろえて県へ働きかけを
鈴木努議員は「他自治体では、医療費が増えることを懸念して現物給付化の拡充に

消極的な姿勢を示していると聞いている」「他自治体とも足並みをそろえて県へ働きかけよう、市長は「インシアチブを発揮すべき」と求めました。

谷藤市長は「全県を取りまとめる市長会として、機会をとらえ強く要望していく」と答えました。

▼中学生までの医療費助成
担当部は予算要望

中学生までの医療費助成の実施についての質問に担当課は「市役所の内部の段階で提案（予算要望）をしている。3月までにできるかどうか判断する」と答えました。



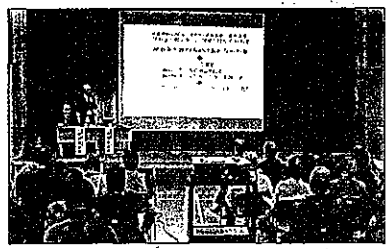
ごみ処理広域化

広域化計画は ごみ減量に逆行

庄子議員は、ごみ処理広域化によって、「新しい施設の稼働が平成41年度」としていることについて、他市の事例に照らせば、盛岡市のクリーンセンターは平成53～55年まで使える可能性がある指摘し「使える可能性のある焼却施設を廃炉にするという何をどうして選択したのか」「広域化」のために、盛岡市民の財産を無駄にすることは許されない」と質しました。

市は「広域化するため、一番早く使えなくなる自治体に合わせた」となどと答弁しました。

庄子議員はさらに、「ごみ減量に成功した先進事例（志布志市、横浜市など）の教訓は、自治体の確固とした構えと、市民を信頼し市民と自治体が一緒に取り組んでいることにある」と指摘。盛岡広域の他の自治体において「盛岡市に任せて安心」という姿勢ではごみ減量はできないと指摘し広域化撤回を求めました。



ごみ減量先進地の報告を行う庄子春治議員（撤回する会の学習会で）

国民健康保険

広域化で保険税はどうなるの？ 負担の限界を超えた保険税は引き下げを！

国民健康保険事業は、これまでは市町村主体で運営されていましたが、今年の4月からは都道府県単位に切り替わり、「広域化」されます。それに伴い、岩手県が「標準保険料率」を示し、県内の市町村はこれを参考に保険税額を決定します。

2017年の5月と9月に示された岩手県の試算では、盛岡市の保険税は、いずれも「値上げ」が示されていますが、11月には一転して「減額」の試算が示されました。16年度比で、平均マイナス13.65円、1.39%減額の見込みというものです。

神部伸也議員は、「最終的にどのような結果になるのか」と質問。

市民部長は、「医療費や公費投入額の係数が不確定であることから現時点での予測は難しい」と答えました。

また、神部議員は、負担の限界を超えている国保税の引き下げについて基金を活用して引き下げよう求めました。

市民部長は、「国保の財政調整基金を活用させて頂きながら、平成30年度の保険税を考へたい」と答えました。



介護保険

介護保険料の値上げを抑えるために 市として最大の努力を！

今年4月から第7期介護保険事業計画がスタートします。

第7期の計画で、盛岡市は、標準段階の保険料が現在の月額6174円から6306円へ引き上がる試算結果を示しました。

▼市の介護給付準備基金の見込みは約13億円、値上げ分の総賦課額は3億7千7百万円

盛岡市の介護給付準備基金の見通しは、第6期計画未で13億円と見込まれています。

また、保険料の値上げ分の保険料賦課総額は3億7千7百万円です。

鈴木努議員は、「この間利用料の値上げやサービスの縮小が行われている」と指摘し、基金を取り崩し、保険料の値上げを抑えるよう求めました。

保健福祉部長は、「今後示される報酬改定などを見極めながら、介護給付準備基金の取り崩し等を検討し保険料基準額の抑制を図りたい」と答えました。



被災者支援

みなし仮設終了後の 市独自の対策を

東日本大震災からもうすぐ7年が経過しようとしている中で、みなし仮設住宅の期限切れが間近にせまっています。

鈴木努議員は、みなし仮設の期限が切れても、避難者の方が住み慣れた地域で引き続き生活できるようにと対策を求めました。

総務部長は、「ご希望を伺いながら、避難者の方々に寄り添った支援を行っていく」と答えました。

平和

自米共同訓練に オスプレイを参加させるな

神部議員は、陸上自衛隊東北方面隊と米海兵隊との自米共同訓練（1〜3月）に、墜落事故を繰り返しているオスプレイの参加が予定されていることを指摘し、「飛行しないようきつぱりと求めるべき」と質しました。

9条の立場にたった平和外交を

庄子議員は、米朝間の緊張が高まる中、「憲法9条の立場に立った外交努力こそ求められている」と訴えました。



マイナンバー関連議案に反対

12月議会に提案された38件の議案のうち、日本共産党市議団は、マイナンバーに関連する議案4件に反対しました。

★市のマイナンバーカードの普及率わずか「10.3%」
マイナンバー制度がスタートして2年が経過しましたが、盛岡市のマイナンバーカードの普及率はわずか10.3%にとどまっています。

★マイナンバーカードは今こそ中止を！

市では、約350の事務にマイナンバーの情報が使われ、17のシステム上で管理されています。

国は毎年度システムの修正を行うこととしており、その都度多額の公金が投入され、地方自治体も負担を強いられることとなります。

党市議団は、「多額の公金を投入し、多くの国民が望んでいない制度は、今こそ中止するべき」と求めました。

12月議会で
一般質問



このたび盛岡市が子どもの貧困対策として「盛岡市子ども未来応援プラン」案を発表。鈴木議員は、子ども食堂の位置づけ、奨学資金の給付、子ども未来基金の活用について一般質問を行いました。

学童保育クラブ保育料
負担軽減を検討へ

ひとり親世帯の子どもの生活実態調査では3人に1人の子どもが放課後一人で過ごしています。

鈴木議員は、子どもの孤立化を防ぐために学童保育クラブの保育料を、ひとり親世帯や低所得世帯の子ど

もたちが利用しやすいように軽減するよう求めました。

子ども未来部部長は、ひとり親世帯を含め居場所を必要とする児童への支援策を検討すると答えました。

奨学資金の給付を

鈴木議員は、富山市が実施している貧困の世代間連鎖を防ぐため県内の大学、

短大、専門学校等への進学を条件に奨学資金を給付している「福祉奨学資金給付事業」を紹介。盛岡市としても「子ども未来基金」の活用を行うなど積極的な支援を求めました。

市長は、教育費の負担軽減は人材育成の立場からも効果的な施策である。今後とも子ども未来基金の効果

「子ども食堂」全市に
拡がるよう支援に努める

鈴木議員は、子どもの居場所として関心が高まっている「子ども食堂」の位置付けや目標設置数、財政支援などについて市の対応を求めました。

子ども未来部部長は、子ども食堂の取り組みは地域で子どもを見守り、適切な支援につなぐ入り口。子どもにとつては多様な大人との出会いの場であり、子どもの貧困対策として重要性も増している。

目標設置数は定めていないが小学生が徒歩で通える範囲にあることが望ましい。市は、子ども食堂ネットワークの支援や全市に子どもの居場所づくりの取り組みが展開されるよう支援に努める。

子ども未来基金の運用は活用しやすいものに工夫。検討すると答えました。

「おひさまキッチン」盛況



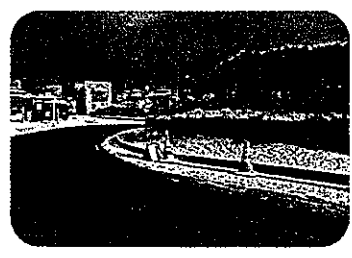
2017年11月に東松園小学校区に開設した「おひさまキッチン（子ども食堂）」は、子どもを見守り育てる垣根のない居場所です。

12月23日（土）に2回目のキッチンが開催され、子どもたち（20名）、お客さん、スタッフなど総勢58名が参加。ケーキを手作りし、カレーライスとサラダをみんなでいただきました。紙芝居や町内会有志による演奏と歌などで楽しい時間を過ごしました。

※毎月第4土曜日（午前11時～14時）東松園2・3丁目町内会ふれあい館（元わんぱく学童クラブ）で開催
12月議会で鈴木礼子議員は、この取り組みの経験もふまえて質問しました。

三ツ割交差点付近市道改修

国道455号線北山トンネル三ツ割交差点付近に接続する三ツ割4丁目からの市道は、狭い上に急カーブで危険な状態でした。鈴木議員が地域からの改善要望を受け、市建設部に改修を求めていますがこのたび完了しました。



盛岡市子ども未来応援プランについて

子どもの将来が生まれ育った環境で左右されることのない社会の実現を基本理念に、先に実施したひとり親世帯の子どもの生活実態調査の結果を反映させ、総合的な支援計画（32年度まで）です。重要な視点は、子どもの貧困対策が積極的な人材育成と位置付けられたこと。社会的孤立を防ぐこと。社会的孤立を防ぐこと。社会的孤立を防ぐこと。



政務活動費支出簿

使途項目	資料購入費
------	-------

支出年月日	支出金額	摘 要	備考
H29. 7. 14	7,200 円	書籍の購入	
H29. 8. 18	10,560 円	図書購入費	
H29. 12. 19	3,577 円	図書購入費	
H30. 1. 11	7,200 円	図書購入費	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	28,537 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	2017/7/14
支出証拠書類の額面金額		7,200	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額		7,200	円
【支払概要】 書籍の購入 (新聞農民) 29年4月分~30年3月分			
領収書等添付欄		<input type="checkbox"/> 別紙に添付	

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

口座記号番号	0	2	3	6	0	0	通称払込 料金加入 管 負 担
				5	8	5	
加入者名	農民運動岩手県連合会						
金額	千	百	十	万	千	百	円
				7	2	0	0
ご依頼人	鈴木礼子 様						
料 金	日 附 印						
	29-07-14 盛岡三ツ割 郵便局						
備 考	(83338) N94270014						

この受領証は、大切に保管してください。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	平成29年8月18日
------	-------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	10,560	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	10,560 /	円

<p>【支払概要】</p> <p>書籍の購入 (住民と自治) 明細内訳書のとおり</p>
--

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

口座記号番号	022605	通常払込 料金加入 者負担
加入者名	NPO法人岩手地域総合研究所	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	
	¥10560	
ご依頼人	鈴木 様	
料金	日 附 印	
	29-08-18 盛岡三ツ割 郵便局	
備考	(83338) N94230002	

この受領証は、大切に保管してください。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	2017/12/19
------	-------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	3,900	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	3,577	円

【支払概要】

書籍の購入 (月刊女性&運動)

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付。
---------	---------------------------------

払込票兼受領証

口座番号	00150-3	通常払込 付会加入 者負担
	右詰めに記入ください	
加入者名	「月刊 女性&運動」編集部	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	
払込人住所氏名	020-0106 岩手県 盛岡市東松園3-27-6 鈴木 礼子	
料金	(消費税込み)	受付局日附印
特殊取扱	円	29-12-19 盛岡三ツ割 郵便局 (83338) N94130006

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	2018/1/11
------	-------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	7,200	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	7,200	円
<p>【支払概要】</p> <p>書籍の購入 (保育情報29年4月~30年3月分)</p>		

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 証

鈴木 礼子 様 No.

7,200

内訳

現金

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)

保育情報2017.4~2018.3 購読料にて
2018年1月11日上記正で領収いたしました。 収入印紙

盛岡市北松園4丁目1-5
北松園風の子保育園内
岩手県保育連絡会

政務活動費支出簿

使途項目	事務所費
------	------

支出年月日	支出金額	摘 要	備考
H29. 4. 21	24,000 円	事務所家賃 4 月分	
H29. 10. 19	24,000 円	事務所家賃10月分	
H29. 11. 17	24,000 円	事務所家賃11月分	
H29. 12. 19	24,000 円	事務所家賃12月分	
H30. 1. 18	24,000 円	事務所家賃 1 月分	
H30. 2. 19	24,000 円	事務所家賃 2 月分	
H30. 3. 20	24,000 円	事務所家賃 3 月分	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	168,000 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成29年4月21日
------	------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の2	
政務活動費支出金額	24,000	円

【支払概要】

事務所家賃 4月分
契約書の写しのとおり

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

振込金受取書(綴込式)
(兼手数料)

平成 29 年 4 月 21 日			
金額	60000	円	
先方銀行	銀行	店	
お預金目		口座番号	
お受取人	おなまえ		様
ご依頼人	船本礼子		様
[備考]		手数料	

上記の金額正しく受取りました
(取扱店) 29岩手銀行 店
(取扱店→依頼人)



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成29年10月19日
------	------	-----	-------------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の2	
政務活動費支出金額	24,000	円

【支払概要】

事務所家賃 10月分
契約書の写しのとおり

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

振込金受取書(綴込式)
(兼手数料)

平成 29 年 10 月 19 日			
金額	百万	千	円
		60000	
先方銀行	銀行 店		
お預金種目	口座番号		
お受取人	おなまえ	様	
ご依頼人	鈴木礼子 様		
[備考]	手数料	円 54	

上記の金 円 60,000 円 54 円
(取扱店) 銀行 店



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成29年11月17日
支出証拠書類の額面金額		60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		5分の2	
政務活動費支出金額		24,000	円
【支払概要】			
事務所家賃 11月分 契約書の写しのとおり			
領収書等添付欄		<input type="checkbox"/> 別紙に添付	

振込金受取書(綴込式)
(兼手数料)

平成29年11月17日

金額	60,000	円
先方銀行	銀行	店
お預金種目	口座番号	
お受取人	おなまえ	様
ご依頼人	会社様	様
(備考)	手数料	円

上記の金額に上記の金額に手数料を合算し、お振込みください。

(取扱店) 200円

(取扱店) 200円

76030. © 平成15.9

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成29年12月19日
------	------	-----	-------------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の2	
政務活動費支出金額	24,000	円

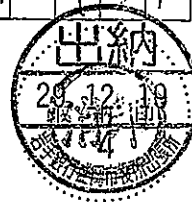
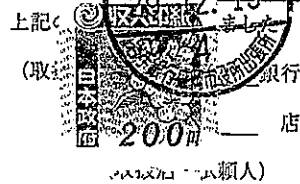
【支払概要】

事務所家賃 12月分
契約書の写しのとおり

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

振込金受取書(綴込式)
(兼手数料)

平成 27 年 12 月 19 日			
金額		円	60000
先方銀行	銀行	店	
お預金種目	口座番号		
お受取人	おなまえ		様
ご依頼人			様
[備考]	手数料		¥54



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成30年1月18日
------	------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の2	
政務活動費支出金額	24,000	円

【支払概要】

事務所家賃 1月分
 契約書の写しのとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

振込金受取書(綴込式)
 (兼手数料)

平成30年		1	月	18	日
金額				6,000	00
先方銀行	[REDACTED] 銀行		[REDACTED] 店		
お預金種目	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]		
お受取人	おなまえ		[REDACTED] 様		
ご依頼人	鈴木あけ子		様		
[備考]	手数料			¥	54

上記の金額正に受取りました。

(取扱店) 岩手銀行

店

(取扱店→依頼人)



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成30年2月19日
------	------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の2	
政務活動費支出金額	24,000	円

【支払概要】

事務所家賃 2月分
契約書の写しのとおり

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

振込金受取書(綴込式)
(兼手数料)

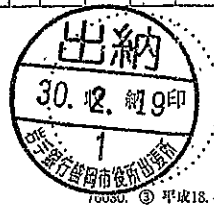
平成 30 年 2 月 19 日			
金額	百万	千	円
		60000	
先方銀行	銀行	店	
お預金種目	口座番号		
お受取人	おなまえ		様
ご依頼人	鈴木礼子		様
[備考]	手数料		円
			54

上記の金額正に受取りました。

(取扱店) 岩手銀行

店

(取扱店→依頼人)



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	平成30年3月20日
------	------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	60,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の2	
政務活動費支出金額	24,000	円

【支払概要】

事務所家賃 3月分
契約書の写しのとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

振込金受取書(綴込式)
(兼手数料)

平成30年3月20日			
金額		60000	円
先方銀行	銀行 店		
お預金種目	口座番号		
お受取人	おなまえ 様		
ご依頼人	鈴木礼子 様		
[備考]	手数料	54	円

上記の金額正に受取りました。

(取扱店) 岩手銀行 店

(取扱店→依頼人)



建物賃貸借契約書

店舗事務所用

平成 2 4 年 4 月 1 日

物件名 XXXXXXXXXX 貸家

フリガナ 双キ ヴコ

鈴木 礼子 様

管理業者

(1)所在地	岩手県盛岡市東松園二丁目1番1号				
(2)物件	(名称) [REDACTED] 貸家				
(3)種類	事務所		(4)使用目的(業種)	事務所	
(5)構造	軽量鉄骨造2階建		築年月	S53.3.14	
(6)面積	契約面積	80.58㎡	敷地面積	555.59㎡	
	専用使用面積	㎡	駐車場No.	
	共有面積	㎡		
	駐車場面積	㎡		
	その他使用可能な面積 (別紙図面添付)	㎡		
(7)契約期間	平成24年4月1日より平成25年3月31日までの1年 *ただし、第2条により更新することができる。				
(8)賃料等 (消費税込)	賃貸料(月額)	60,000円			
			敷金		-
			礼金		-
	合計(月額)	60,000円	仲介手数料		-
(9)支払期日	上記の賃料等は、 に下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。				
(10)支払方法	振込				
(11)振込先	銀行名	支店名	預金	口座番号	受取名義人
	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
(12)受取人住所				電話	[REDACTED]

(13) [緊急連絡先]			
氏名		住	
名称		所	
			借主との関係

[特記事項]

店舗事務所用建物賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)から(6)に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(7)に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対し第16条に定める通知を行わないときは、同一条件でさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を頭書(4)の目的（業種）にのみ使用する。

(賃料)

第4条 乙は、頭書(8)及び(9)の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

2 1ヶ月に満たない期間の家賃は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。

- (1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合。
- (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。
- (3) 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

(公租公課)

第5条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

(共益費)

第6条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、頭書(8)記載の共益費を甲に支払うものとする。

2 前項の共益費は、頭書(9)の記載に従い、支払わなければならない。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(駐車場)

第7条 乙は、駐車場を使用する場合、頭書(8)記載の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

2 駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。

(諸費用の負担)

第8条 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

- (1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物塵芥処理の費用。
- (2) 町内会費等。

(敷金)

第9条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(8)に記載する敷金を甲に無利息にて預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。
- 3 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、乙が故意又は過失により本物件又は付帯設備に加えた損害、別表の修繕項目一覧の費用負担、第8条の諸費用、第25条記載の延滞損害金、損害賠償金その他本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額の内訳を乙に明示し、敷金から差し引くことができる。
- 4 甲は、前項により差し引いた敷金に不足が生じるときは、乙はこの不足額を直ちに甲に納付しなければならない。
- 5 甲は、第3項により差し引いた敷金に残額があるときは、明渡日から40日以内に乙に返還しなければならない。
- 6 賃料が増額された場合、乙は敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新賃料額を基準に、本契約の頭書(8)に記載する月数分相当額とする。

(借主の善管義務)

第10条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用しなければならない。

- 2 乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、甲に対し、その賠償をしなければならない。
- 3 乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等が、近隣環境又は共同生活の秩序・平穩を阻害する行為を行い、甲又は本物件の他の賃借人に対し、物的若しくは精神的損害を与えたときは、甲又は本物件の他の賃借人に対し、被った損害を賠償しなければならない。

(承諾事項)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示しようとするとき。
- (2) 本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供しようとするとき。
- (3) 建物を第3条の使用目的以外に使用するとき。
- (4) 本物件の増築、改築、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行おうとするとき。
- (5) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (6) 階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。
- (7) 本物件内に居住し、又は人を居住させること。
- (8) 犬猫等の動物の他、猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育するとき。
- (9) 本物件出入口の鍵を変えるとき。
- (10) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、本物件の使用に当たり、次に例示するものの外、一切の危険行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

- (1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (2) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(届出事項)

第13条 乙又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときには、直ちにその旨を、甲に届出なければならない。

- (1) 引続き1ヶ月以上本物件を使用しなくなるとき、又は現に使用していないとき。
- (2) 乙の住所、商号、代表者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。
- (3) 連帯保証人が破産、民事再生、死亡又は解散、会社更生の適用を受けたとき。
- (4) 建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき。

(修繕義務)

第14条 本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎等の主要構造部の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はそのおそれのある場合は、甲は自己の費用負担において修繕をするものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に定める主要構造部以外の部分について、別表に定める修繕項目一覧の負担区分に従い、本物件に関する修繕義務を負い、その費用を負担するものとする。
- 3 乙は、第1項及び第2項の要修繕箇所を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い、甲は乙は、第1項及び第2項の負担区分に従い、それぞれ修繕するものとする。
- 4 前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕すべき修繕を遅延したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。
- 5 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けても、甲の責めに帰すべき事由が認められる場合を除き、甲はこれを負担しない。ただし、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らが甲の費用負担において応急修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限度の範囲内において修繕するものとする。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、乙の故意又は過失に基づく事由による修繕、及び乙所有の造作、設備に対する修繕は乙が全額の費用を負担するものとする。

(内装造作諸設備工事)

第15条 本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならない。

- 2 前項の内装造作又は付属物件の新設等によって不動産取得税が発生した場合若しくは固定資産税が新たに増加した場合の税額は乙の負担とする。
- 3 第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。
- 4 乙が甲の承認を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約終了の場合においては、乙の甲に対する買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収の費用を負担し、別表の修繕項目一覧にある費用負担義務を負うものとする。
- 5 乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合には、このために生じた損害の賠償責任はもちろん、別表の修繕項目一覧にある費用負担義務を負う。

(解約予告)

第16条 甲又は乙は、本契約の更新を拒絶し、又は解約しようとする場合、次の各号に従って、相手方に書面をもって通知しなければならない。

(1) 甲においては、更新拒絶するについて正当事由があり、かつ、本契約終了日前6ヶ月以上の猶予期間をおくこと。

(2) 乙においては、退去日（建物の明渡し日）前3ヶ月以上の猶予期間をおくこと。

2 前項第2号の規定にかかわらず、乙は、解約申込日から3ヶ月分の賃料等相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

3 前項の場合、1ヶ月に満たない期間の賃料等相当額については第4条第2項及び第6条第3項により算出するものとする。

（契約の解除）

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の法定手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。

(1) 乙が賃料、共益費等の支払いを滞納し、その滞納額が2ヶ月分に達したとき。

(2) 前号に該当しない場合であっても、乙が賃料、共益費等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。

(3) 本契約の各条項に違反したとき。

(4) 環境及び共同生活の秩序・平穩等を阻害する行為を反復したとき。

(5) 本物件又は共同施設等を故意に滅失又は破損させたとき。

(6) 入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。

(7) 第13条第1号の届出義務を怠り、1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となったとき。

（暴力団等の排除）

第18条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができ、乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。この場合、甲は、乙の事前事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガスの供給停止、本物件の施錠交換等の乙の本物件の使用を禁止する措置をとることができることを、乙はあらかじめ承諾した。

(1) 乙又は乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。

(2) 乙又は乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員を反復継続して出入りさせたとき。

(3) 乙に家宅捜索等警察の介入を生じさせる行為があったとき。

(4) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

（契約の消滅）

第19条 天災、地変、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅する。

（行方不明の場合の措置）

第20条 第17条第7号の場合において、甲又は乙の連帯保証人は、乙の緊急連絡先、親族等の乙の関係者に通知のうえ、本物件に残置された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとする。その後、1ヶ月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄したのものとして、甲又は乙の連帯保証人において処分し債務に充当しても乙は異議のないものとする。なお、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(明渡し及び原状回復等)

第21条 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙が故意又は過失により本物件又は付帯設備に加えた損傷部及び別表の修繕項目一覧に定めた修繕は、乙の費用負担において補修を実施したうえで甲に明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

(1) 乙及び使用人すべての退去。

(2) 乙が本物件内に搬入したすべての什器、備品、物品等の搬出。

(3) 本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去、処理。

(4) 第22条に規定する諸費用精算の完了及び鍵の返還。

4 乙が退去予定日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

(1) 退去予定日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の頭書(8)記載の賃料等の合計額の2倍に相当する損害金。

(2) 明渡し遅延により損害を受けた次期テナント等に対する損害金。

5 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求をすることはできない。

(諸費用の精算)

第22条 乙は、本契約の終了にあたり、自己が使用した電気代、上下水道代、ガス代、電話代について精算をしなければならない。

2 乙は、第9条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

(立入り)

第23条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することができない。

3 解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

4 甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の事前の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

(損害保険等の加入)

第24条 甲は、本契約の建物と付属設備に対し、甲の費用において、時価を保険金額とする火災保険に加入しなければならない。

2 乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故が発生させた場合のために賠償責任特約付の店舗総合保険又は共済会等の保障に加入しなければならない。

3 乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し、補填できない部分については別途請求できる。

(延滞損害金)

第25条 乙は、本契約から生じる金銭債務(家賃、共益費等)の支払いを遅延したときは、乙は甲に対し日歩10銭(1万円につき1日10円)の割合による延滞損害金及び遅延した月数に応じて1ヶ月当り

3千円の割合による督促請求手続費用を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第26条 乙は、連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は、乙と連帯して、法定更新、合意更新にかかわらず本契約が存在する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。

2 乙は、連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でないと甲が認めたときは、乙は甲の請求に従い、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

3 本契約期間中、甲乙の合意により、本契約の内容等に変更が生じた場合、甲は連帯保証人に対して通知を行わなければならない。

(乙から連帯保証人への委任)

第27条 乙は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、甲との間で本契約の解除、並びに、本物件の明渡しに関する一切の権限を、連帯保証人に対してあらかじめ委任する。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

(1) 乙が賃料等の支払いを3ヶ月以上滞納し、甲が催告を行うもその支払いをしない場合。

(2) 乙が甲への届出をせずして所在不明のまま60日以上経過したとき。

(3) 乙に破産、民事再生、会社更生等の経済的破綻の状況、もしくはそのおそれが生じ、本契約の継続が困難となったとき。

(4) 乙の死亡により乙の相続人が特定できない等本契約の継続が困難となったとき。

2 乙は、本契約が存続する間は、甲の事前の了解がない限り、前項の委任を解除しない。

3 第1項の連帯保証人への委任は、乙の死亡又は乙の死亡により乙の相続人が特定できない場合にあっても終了しない。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(協議)

第29条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

この契約の締結を証するため 本契約書 式 通を作成し当事者記名押印の上、
甲乙各壹通を保有する

平成24年 4月 1日

甲(貸主)住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

乙(借主)現住所 盛岡市東松園3丁目27-6

フリガナ

氏 名

スズキ ヒロ子
鈴木 禮子



勤務先社名

自宅TEL 019-662-4519
会社TEL 019-651-4111

勤務先所在地

盛岡市丸丸12-2、盛岡市経済内、盛岡市新田

連帯保証人 住 所 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

勤務先社名

自宅TEL [REDACTED]
会社TEL [REDACTED]

勤務先所在地

連帯保証人 住 所

氏 名

勤務先社名

自宅TEL
会社TEL

勤務先所在地

実印

媒介業者 岩手県知事免許(1)第2336号

岩手県盛岡市北松園四丁目4番3号

松園不動産相談室株式会社



取引主任者登録番号 (岩手) 第2797号

取引主任者氏名 藤澤 大祐



媒介業者

取引主任者登録番号

取引主任者氏名

印

印